

品川区基本構想等策定委員会設置要綱

制定 平成 19 年 4 月 2 日 区長決定 要綱第 84 号
改正 平成 20 年 1 月 31 日 区長決定 要綱第 16 号

(設置)

第 1 条 品川区基本構想および基本構想に基づく長期計画（以下「基本構想等」という。）の策定に関する事項を審議するため、品川区基本構想等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 基本構想の策定に関し、審議し、答申した後については、委員会の名称を品川区長期基本計画策定委員会とする。

(職務)

第 2 条 委員会は、区長の諮問に応じ、基本構想等の策定に関する事項を審議し、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 30 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 別表に掲げる区内関係団体の代表者
- (3) 公募区民
- (4) 区議会議員
- (5) 区職員
- (6) その他区長が認める者

2 委員の任期は、区長が委嘱した日から区長の諮問に係る答申の日までとする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員のうちから区長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から適用する。
- 2 この要綱は、基本構想等の策定が完了した日にその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から適用する。

別表（第 4 条関係）

区内関係団体の名称
社会福祉法人 品川区社会福祉協議会
東京商工会議所品川支部
品川区町会連合会
品川区青少年対策地区委員会連合会
品川区民健康づくり推進協議会
品川区工場協会連合会
品川区行動計画推進会議
連合品川地区協議会
社団法人 東京青年会議所 品川地区委員会
品川区商店街連合会
株式会社 南東京ケーブルテレビ